

電気需給約款

(低圧メニュー)

平成29年10月実施

株式会社 V-Power

登録番号：A0045

第1章	総則	
第1条	約款の適用	4
第2条	約款の変更	4
第3条	定義	4
第4条	単位および端数処理	5
第5条	実施細目	6
第2章	契約の成立及び契約期間	
第6条	需給契約の申込み	6
第7条	需給契約の成立および契約期間	6
第8条	需要場所	6
第9条	需給契約の単位	6
第10条	供給の開始	6
第11条	供給の単位	7
第12条	承諾の限界	7
第3章	契約種別及び料金	7
第4章	料金の算定及び支払	
第13条	料金の適用開始時期	7
第14条	検針日	7
第15条	料金の算定期間	7
第16条	電気の計算	7
第17条	電気料金の計算	8
第18条	日割計算	8
第19条	料金の支払義務および支払期日	8
第20条	料金その他の支払方法	8
第21条	延滞利息	9
第5章	使用および供給	
第22条	適正契約の保持	9
第23条	力率の保持	9
第24条	電気の使用にともなうお客さまの協力	9
第25条	供給の停止	9
第26条	供給停止の解除	10
第27条	供給停止期間中の料金	10
第28条	違約金	10
第29条	供給の中止または使用の制限もしくは中止	10
第30条	制限または中止の料金割引	10
第31条	損害賠償の免責	11

第 3 2 条	設備の賠償	1 1
第 6 章 電気需給契約の変更および解約		
第 3 3 条	需給契約の変更	1 1
第 3 4 条	名義の変更	1 1
第 3 5 条	需給契約の解約	1 1
第 3 6 条	供給開始後の需給契約の変更または解約に伴う料金の精算	1 1
第 3 7 条	解約等	1 2
第 3 8 条	需給契約消滅後の債権債務関係	1 2
第 7 章 工事および工事費の負担金		
第 3 9 条	供給設備の工事費負担	1 2
第 4 0 条	計量器等の取付け	1 2
第 4 1 条	調査に対するお客さまの協力	1 3
第 4 2 条	保安等に対するお客さまの協力	1 3
第 8 章 その他		
第 4 3 条	個人情報等の保護	1 3
第 4 4 条	著作権等	1 3
第 4 5 条	消費税法改正の場合の取扱い	1 4
第 4 6 条	専属的合意管轄裁判所	1 4
第 4 7 条	反社会的勢力の排除	1 4
附則		1 4

第1章 総則

第1条 約款の適用

当社が、一般の低圧需要に応じて、所轄の一般送配電事業者（以下「送配電事業者」といいます。）の託送供給等約款（以下「託送約款」といいます。）に定める託送供給により、電気を供給するときの供給条件は、この電気需給約款（以下「この需給約款」といいます。）によります。

第2条 定義

次の言葉は、この需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

（1）低圧

標準電圧 100ボルトまたは200ボルトをいいます。

（2）電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

（3）小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

（4）動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

（5）負荷設備

電気を使用する設備をいいます。

（6）契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

（7）契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

（8）供給地点特定番号

送配電事業者により定められた供給地点を特定する番号をいいます。

（9）契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

（10）契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値をいいます。

（11）契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

（12）夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

（13）その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

- (14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。
- (15) 貿易統計
関税法にもとづき公表される統計をいいます。
- (16) 契約締結前の書面交付
電気事業法第2条の13に定める料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。
- (17) 契約締結後の書面交付
電気事業法第2条の14に定める料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。
- (18) 平均燃料価格算定期間
貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

第3条 約款の変更

- (1) 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、送配電事業者の託送供給等約款の改訂その他系統連系の要件等技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定または改廃により約款変更が必要な場合、燃料費の高騰などにより約款変更が必要な場合、その他当社が必要と判断した場合には、この約款を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。なお、当社は、この約款を変更する場合またはお客さまからの申出に基づき需給契約を変更する場合には、当社のホームページ、当社のホームページ上への掲載その他の方法によりお客さまにお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものといたします。
- (2) 本約款等の変更にともない、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明及び契約締結前の書面工夫及び契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
- ①供給条件の説明及び契約締結前の書面交付を行なう場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
- ②契約締結後の書面交付を行なう場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
- (3) 本約款等の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明及び契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面交付することなく説明すること及び契約締結後の書面交付しないことについてあらかじめ承諾していただきます。

第4条 単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワット(kW)とし、その端数は、少数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロワット時(kWh)とし、その端数は、少数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時(kWh)とし、その端数は、少数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

第5条 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は、この約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

第2章 契約の成立及び契約期間

第6条 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ次の事項その他この約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 当社が需給契約締結にあたり必要と判断する場合、契約負荷設備、契約容量および契約電力について、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。
- (3) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

第7条 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、当社がお客様の申込みを承諾したときに成立いたします。ただし、お客さまからの申込みに対し、当社が第12条(承諾の限界)により承諾しない場合はその旨を電子メールまたは書面にてお知らせいたします。
- (2) 契約期間は需給契約が成立した日以降、需給契約を解約した日までといたします。

第8条 需要場所

需要場所は、需要者が契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。

第9条 需給契約の単位

当社は、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要で、従量電灯のうちの1契約種別と動力契約とをあわせて契約する場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

第10条 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ供給開始日を定め、

供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

(2) 引越し等の理由で新たに電気の供給を開始する場合は、原則としてお客さまの希望する日といたします。

ただし、いずれの事業者とも契約関係が無い状態で電気の使用を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日といたします。

(3) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、あらためてお客さまおよび送配電事業者と協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。

第11条 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

(1) 共同引込線（2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合

(2) その他技術上、経済上やむをえない場合

第12条 承諾の限界

当社所定の審査に基づき当社の裁量で需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

第3章 料金

料金は、別紙のとおりと致します。

第4章 料金の算定及び支払い

第13条 料金の適用開始の時期

料金は、原則として供給開始日から適用いたします。

第14条 検針日

検針は各月ごとに、送配電事業者が定めた日（検針区域に応じて送配電事業者があらかじめ定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定められます。）に原則として実施されます。なお、送配電事業者により実際に検針が行なわれた日または検針を行なったものとされる日を検針日といたします。

第15条 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。但し、電気の供給を開始し、または需給契約を解約した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から解約の前日までの期間といたします。

第16条 電気の計量

(1) お客さまの使用電力量、最大需要電力等は、原則として、送配電事業者が取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量し、その計量の結果は、計量日以降に当社に通知されます。

- (2) 電気の検針を行わなかった場合や計量器の故障等によって送配電事業者が使用電力量または最大需要電力等を正しく計量できなかった場合には、使用電力量または最大需要電力等は、原則、送配電事業者との協定基準に則り、お客さまと当社との協議によって定めます。

第17条 電気料金の計算

- (1) 電気料金は、別紙によって算定された基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額の合計といたします。低圧電力における電気機器の力率による力率割引および力率割増はいたしません。また、まったく電気を使用しないその1月について、基本料金の割引は行わず、電気を使用した月と同じ算出式といたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額の算出式は、地域を管轄するみなし小売電気事業者と同一といたします。

- (2) 当社は、電気料金の使用期間を「1月」として電気料金を計算いたします。ただし、電気の需給を開始し、または電気需給契約を解約した場合で、供給開始日から最初の電気の計量日まで、もしくは解約前の計量日の翌日から解約日までの日数（以下「日割計算対象日数」といいます。）が30日を下回るときを除きます。
- (3) 電気料金は、締結後交付書面にて掲示した料金単価を適用して計算いたします。

第18条 日割計算

- (1) 当社は、日割計算対象日数が30日を下回るときは、以下のとおり1月の電気料金を計算いたします。
- ①基本料金は、次の算式により日割計算をしたものに読み替えます。
- $$1 \text{ 月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div 30)$$
- ②電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料調整額は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量により計算いたします。
- (2) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてその都度計量値の確認をいたします。

第19条 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、当該1月の電気の計量日以降に計算する電気料金の請求日といたします。ただし、需給契約を解約した場合は、解約日といたします。また、特別の事情があって需給契約の解約日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日から30日といたします。
- (4) 支払期日が休日に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。

第20条 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行う当社が指定した事業者または当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。ただし、振込みにより支払っていただく場合の手数料はお客さまにご負担いただきます。なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。
- ①お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

- ②お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- ③お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)①、②または③により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- ①料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ②料金がその金融機関等に払い込まれたとき。
- ③料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- (3) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (4) 供給開始の日から直後の計量日の前日までを算定期間とする料金は、使用開始の直後の計量日から次の計量日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただくことがあります。
- (5) 当社は、お客さまとの需給契約における料金債権を業務委託先へ譲渡することがあります。なお、当該債権を譲渡する場合には、対象となるお客さまに予め書面でお知らせいたします。債権譲渡の場合、お客さまの料金は業務委託先へ支払っていただきます。

第21条 延滞利息

- (1) お客さまが支払期日を経過してなお、料金を支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額といたします。
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて当社が定める期日までに支払っていただきます。

第5章 使用および供給

第22条 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更いたします。

第23条 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、85パーセント以上に保持していただきます。

第24条 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは送配電事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
- ①負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

- ②負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ③負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ④著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ⑤その他①、②、③または④に準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を新たに送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱うものといたします。
- (3) 電気の供給の実施にともない、当社および送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について協力していただきます。

第25条 供給の停止

お客さまが次のいずれかに該当し、当社または送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまに係わる電気の供給の停止を送配電事業者に依頼することがあります。

- ①お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ②電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ③契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- ④第24条（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合。

第26条 供給停止の解除

第25条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は送配電事業者に依頼し、すみやかに電気の供給を再開いたします。

第27条 供給停止期間中の料金

第25条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合でも、その停止期間を含め、料金算定期間「1月」として算定した料金を申し受けます。

第28条 違約金

- (1) お客さまが第25条（供給の停止）(2)ロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

第29条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- ①送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ②送配電事業者の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ③非常変災の場合
 - ④その他電気の需給上または保安上必要がある場合
- (2) (1) の場合には、当社または送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第30条 制限または中止の料金割引

第29条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、お客さまの電気の使用を制限もしくは中止した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、送配電事業者の責めによる場合は、送配電事業者から賠償を得られた金額を限度として割引いたします。

第31条 損害賠償の免責

- （1）第29条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（1）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- （2）第25条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または第37条（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- （3）漏電その他の事故が生じた場合で、それが送配電事業者および当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。なお、送配電事業者の責めによる場合は、当社の賠償金額は送配電事業者から当社が、賠償を得られた金額を限度といたします。
- （4）天災、戦争、暴動等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責めを負いません。

第32条 設備の賠償

お客さまが故意または過失によってその需要場所内の送配電事業者の電気工作物電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、送配電事業者から当社に請求のあった金額を、賠償金としてお客さまから申し受けます。

第6章 電気需給契約の変更および解約

第33条 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、第2章の第6条（需給契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

ただし、契約種別、契約容量等の変更をされる場合は、申込みをされた日以後、原則として最初の検針日から適用いたします。

第34条 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社所定の様式にて申し出ていただきます。

第35条 需給契約の解約

引越し等の事由によりお客さまが需給契約を解約しようとする場合は、あらかじめその解約日を定めて、当社に通知していただきます。当社および送配電事業者は、原則として、お客さまから通知された解約日に需給を終了させるための適当な処置を行います。この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。需給契約は、第37条（解約等）、および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された期日に解約いたします。

- ①当社がお客さまの解約通知を解約期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受け、処理が完了した日に需給契約を解約したものといたします。
- ②当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により供給を終了させるための処置ができない場合は、供給を終了させるための処置が可能となった日に需給契約を解約するものといたします。

第36条 供給開始後の需給契約の変更または解約に伴う料金の精算

- （1）お客さまが電気の使用を開始の後、契約容量または契約電力を新たに設定または増加された日以降1年に満たないで、需給契約を解約する場合もしくはお客さまが契約容量または契約電力を減少しようとする場合において、送配電事業者の託送約款に基づき当社が送配電事業者より料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
- （2）ただし、供給開始日から1年未満の解約については、事務手数料3,240円（消費税込）を申し受けます。

第37条 解約等

- （1）第25条（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約をお客さまに対する通知により解約することがあります。
- （2）お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。
 - ①お客さまが料金を支払期日の翌月20日までに支払われない場合
 - ②お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日の翌月20日までに、支払われない場合
 - ③この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ④その他お客さまがこの約款に違反した場合
- （3）お客さまが、第35条（需給契約の解約）（1）による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

第38条 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

第7章 工事および工事費の負担金

第39条 供給設備の工事費負担

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客様の希望によって供給設備を変更する場合において、当社が託送約款に基づいて工事費の負担を求められる場合には、当社は、お客さまよりその負担金ならびにその支払いに必要な手数料を申し受けます。
- (2) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始にいたらないで需給契約を解約される場合は、当社は託送約款に基づいて請求された費用ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。

第40条 計量器等の取付け

- (1) 必要な計量器、その付属装置（計量器箱および計量情報を伝送する為の通信装置等をいいます。）は、原則として送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、配線・配管工事等とくに多額の費用を要するものについては、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。
- (2) 計量器、その付属装置の取付位置は、適当な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと送配電事業者との協議によって定めます。
- (3) 計量器、その付属装置の取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設した設備については、送配電事業者が無償で利用できるものといたします。
- (4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置の取付位置を変更する場合には、当社は、送配電事業者が算定した実費をお客さまより申し受けます。

第41条 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 送配電事業者は、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査するにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾を得て電気工作物の配線図を提示していただきます。

第42条 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - ①お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社および送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ②お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社もしくは送配電事業者の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社または送配電事業者の計量器等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、あらかじめ当社に事前に通知していただき協議させていただきます。なお、保安上緊急に変更または修繕工事をされた場合には、その内容を直ちに当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社はお客さまにその内容を変更していただくことがあります。

第9章 その他

第43条 個人情報等の保護

当社は、お客さまの個人情報を当社が定める「プライバシーポリシー」に基づき適切に取り扱います。

第44条 著作権等

- (1) 当社の提供する情報に関する著作権その他の知的財産権は当社に帰属します。
- (2) お客さまが、当社と需給契約を締結することにより得られる一切の情報を、当社もしくはこれらの情報に関し正当な権利を有する者の事前の許諾なしに、私的使用の範囲を超える目的で公開し、複製し、出版し、放送し、公衆送信する行為等をその方法のいかんを問わず自ら行うこと、および第三者をして行わせることは法令により、禁じられています。

第45条 消費税法改正の場合の取扱い

消費税法が改正された場合、当社は、当該改正消費税法に則り電気料金を計算の上、お客さまから申し受けます。この場合、消費税等相当額および消費税率も改正消費税法によるものといたします。

第46条 専属的合意管轄裁判所

電気需給契約にかかわる訴訟については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第47条 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまおよび当社は、需給契約の締結時点および将来にわたって、自己または自己の役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人もしくはこれらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、および、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（法令により取引が義務付けられているものを除きます。）を有していないことを表明し保証するものといたします。
- (2) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを表明し保証するものといたします。
 - ① 暴力的な要求行動
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、また暴力を用いる行為。
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前節各号に準ずる行為
- (3) お客さま及び当社は、相手方が（1）または（2）に違反した場合、なんらの催告及び自己の債務の提供を要しないで、直ちに需給契約を解約できるものとし、当方解除により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものといたします。

附則

第1条 供給約款の実施期日

この供給約款は、平成29年10月1日から実施いたします。